令和８年度（上半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

１　監査概要

⑴　監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第１１条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、保有個人情報の取扱い、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

なお、令和８年度～令和１０年度情報セキュリティ内部監査中期計画より、龍ケ崎市保有個人情報安全管理措置規程第３４条に基づき、保有個人情報の取扱いについても監査対象としています。

⑵　監査対象課及び対象システム

ア　監査対象課等

企画課、デジタル都市推進課、人事行政課、財政課、保護課、こども発達センター

イ　対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、その他各課等で独自調達・使用しているシステム等

⑶　監査実施日

令和８年９月２４日（木）

⑷　監査実施体制

監査実施責任者：デジタル都市推進課長（監査規程第３条第２項）

監査担当部門：デジタル都市推進課（監査規程第３条第１項）

⑸　監査の基準となる根拠

ア　龍ケ崎市情報セキュリティ規則

イ　龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
ウ　龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程
エ　龍ケ崎市文書取扱規程
オ　龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
カ　龍ケ崎市長が管理する個人情報の保護に関する規則
キ　龍ケ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
ク　龍ケ崎市保有個人情報安全管理措置規程
ケ　地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン【総務省】
コ　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）【個人情報保護委員会】

２　監査結果

⑴　総評

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ケ崎市情報セキュリティポリシーを基に、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行っています。また、e-Learningの実施により、個人情報保護及び情報セキュリティに関しての意識高揚を図っています。

今回の内部監査においては、対象課等から提出された各種チェックシート等の確認に加えて、端末やファイルサーバーの使用状況の確認、対象課等職員に対するヒアリングも実施し、情報セキュリティ対策が適切に行われているか確認を行いました。

今回の内部監査より保有個人情報の取扱いについても監査対象になったことに伴い、チェックシートの内容を一新し、保有個人情報の取扱いに関する確認項目を追加しました。また、各課等で独自調達・使用しているシステムに関する監査項目を追加し、より点検・評価体制を厚くしました。

加えて、特定個人情報を取り扱っている課については、「特定個人情報チェックシート」により、特定個人情報の取扱い状況等も確認したところであり、更なる適正な取扱いに資するものであると考えます。特定個人情報の適正な取扱いについては、引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたいと思います。

監査の結果としては、デスクトップへのデータ保存がみられる課等が複数あり、特にID・パスワード情報とみられるファイルのデスクトップへの貼付けについては情報セキュリティ事故につながる可能性が高く、直ちに是正を指示しました。また、保有個人情報取扱業務の外部委託に関して、外部委託先の管

理体制等の把握及び監査についてはノウハウが無い課等もあり、デジタル都市推進課から情報提供を行った課もあります。

独自調達システムの管理状況については、システム提供元が実施している不正プログラム対策、情報システムへのアクセス権限、障害発生時の対応手順等の把握が不足しているシステムが散見されました。昨今の社会情勢や国のサイバーセキュリティ対策の動向も踏まえ、システム提供元へシステム運用状況等を確認するよう指示を行いました。

そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されませんでしたが、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認され、その事項において指導を行い、それらも直ちに是正を行わせました。それらの事項については、龍ケ崎市情報セキュリティポリシー等に則り、課等内全職員で取り組む必要があるものです。

３　課等別監査結果

別紙「令和８年度（上半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり